

開催年月日 平成30年7月2日（月）
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員
 答 弁 者 環境生活部長 渡辺 明彦
 暮らし安全局長 堀本 厚
 道民生活課長 木林 正彦

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 LGBT当事者の権利保障について まずLGBT当事者の権利保障について伺います。 性の多様性について、近年「LGBT」、「SOGI」等、話題となることが増え、社会的認知度や関心が高まっています。一方で、当事者にとっては、未だ差別や偏見が根強く、課題は多いと考えます。 そこで以下、伺います。</p> <p>(一) LGBT当事者が抱える課題について LGBT当事者の方が抱える課題について、道はどのように認識しているのか。 また、LGBTであるが故に不利益を被る事例はどのようなものがあると認識しているのか伺います。</p> <p>性的少数者であるが故のさまざまな苦勞があり、社会的な理解を広げることや制度改正も必要と考えます。</p> <p>(二) 普及啓発に向けた道の取組について 環境生活部では、理解を広げるために「性の多様性を考える」という冊子を作成していると承知しています。知事も記者会見で述べていますが、この冊子はどれだけ道民に普及されているのでしょうか。 また、活用状況についても具体的にお答えください。</p> <p>私も読みましたが、性の多様性についてやさしく偏らずに書かれていて、是非多くの人に読んでほしいと思いました。もっと活用を広げていただきたいですし、この冊子をホームページにそのまま掲載するのは無理でも、こうした内容を道自身がホームページ等で道民に広く発信することも是非検討してほしいと思います。</p> <p>(三) 差別解消に向けた道の取組について この冊子の監修者である宝塚大学看護学部の日高康晴教授が行った「LGBT当事者の意識調査」では、職場や学校で差別的な発言を経験した人は7割以上にのぼり、一方で、職場や学校がLGBTフレンドリーと感じている人は約3割にとどまっています。 LGBTの方に対する偏見や正しい知識を得る機会がなかったことが一因と考えます。地域や学校、職場</p>	<p>(暮らし安全局長) LGBTの方々が抱える課題についてでございますが、LGBTの方々の中には、自己の性的指向や性自認を肯定的に受け止めることができずに悩んだり、周囲の人々の理解不足により偏見や差別的な言葉を受けることや、本人の了解がなく性的指向を暴露されたりすることがあるなど、さまざまな苦痛を受けている方がいらっしゃるものと認識しております。 また、こうした方々が日常生活を送る上で、例えば、トイレや更衣室、入浴施設の利用の際に、「心の性」とは異なる性別の施設を利用せざるを得ないケースや、住宅の賃貸借が断られるケース、あるいは、同性婚が法的に認められていないことから、相続などの婚姻関係に基づき認められている制度や権利利益が適用されない場合があることなど、さまざまな支障が生じているものと考えております。</p> <p>(道民生活課長) 啓発冊子の活用についてであります。道では、LGBTの方々が抱えるさまざまな困難に関し、社会の理解が十分に進んでいるとはいえない状況にありますことから、LGBTなどの性の多様性についての理解を深めるため、平成28年度に、啓発冊子「性の多様性を考える」を作成し、これまで、約3000部を道の各所属のほか国の関係機関や市町村をはじめ、弁護士会や民間企業、医療機関など、幅広く配布をしているところであります。 こうした中、配布希望のあった民間企業から、職場研修に活用している事例を伺っているところであり、今後とも、啓発冊子の効果的な活用が図られますようさまざまな機会を通じ、普及啓発に努めてまいります。</p> <p>(暮らし安全局長) LGBTの方々への対応についてでございますが、LGBTの方々には自己の性的指向や性自認について、他人に秘匿しておきたい場合があることを十分に踏まえ、学校や職場など、日常生活の場において、服装や髪型、トイレや更衣室の使用などに関し、さまざまな配慮を行う環境づくりを進めていくことが大切であると考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>などさまざまな場面で性の多様性について肯定的に伝えることが重要と考えますが、道の認識を伺います。</p> <p>また、LGBTの方に対する理解を深めるために全庁的取組が必要と考えますが、具体的な方法について伺います。</p> <p>全庁的に取り組むことを是非進めてほしいと思います。</p> <p>(四) 道庁における研修会の開催について 道において職員に対する研修はこれまでどれだけ行われてきたのでしょうか。研修対象職員とこれまで実施されてきた回数を併せて伺います。</p> <p>道が率先して是非LGBTフレンドリーな職場になってほしいと思います。</p> <p>(五) 道独自の相談窓口の設置について この冊子の巻末には、様々な相談機関や団体が掲載されていますが、相談をワンストップで受け付ける窓口はありません。岐阜県では、県として初めて4月20日から電話相談窓口を開設し、LGBTの相談経験がある職員を配置したとのことでした。</p> <p>道も独自に相談窓口を設けることで、より安心して相談してもらえると考えますが、いかがか伺います。</p> <p>当事者の方から自分の悩みはどこに相談してよいかわからない。相談したら、ここではなくてこちらですよと他に回されたという声を聞きました。その点ワンストップだとそういう心配がなくなるので、是非岐阜県の様子も聞くなどして前向きに検討してほしいと思います。</p> <p>(六) 道独自のLGBT条例制定について LGBT当事者が現在も様々な差別や偏見に苦しめられ、困難に直面していることを共有し、その解消に向けて道が先頭に立って取り組む必要があると考えます。</p> <p>東京都の小池百合子知事は、全国初となるLGBT当事者への理解等を盛り込んだ条例の制定を目指しているとのことでした。道としてもLGBTフレンドリーとして先頭に立ち、当事者の権利を守るためにも道独自の条例制定を検討すべきと考えますが、いかがか伺います。</p> <p>部長より啓発活動を充実するとのご答弁がありました。道自身がLGBTフレンドリーとなるためにも、条例制定は是非とも実現してほしいと思いますし、そのための具体的検討を早急に始めてほしいことを申し上げます。</p>	<p>このため、道といたしましては、庁内各部や道教委などで構成をいたします北海道人権施策推進本部におきまして課題や情報の共有を図りますとともに、国や関係団体と連携し、企業や団体、道民の方々に対し、LGBTへの理解を深める啓発活動を実施するなど、理解促進に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(道民生活課長) 職員研修の実施状況についてでございますが、道では、平成28年度に、知事部局や道教委、道警察をはじめ、市町村の職員を対象に、外部有識者を講師として招へいし、性的マイノリティの方々の人権救済をテーマに性差別に起因する犯罪被害の防止や法的支援、権利利益の保護について理解を深める研修会を実施したところであります。</p> <p>また、平成28年12月に「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針」を改正し、性的指向や性自認に関する事項をハラスメントの対象として追加した上で、毎年度、5月に各所属で実施されるコンプライアンス研修においてハラスメント防止に向けた周知を図っているところであります。</p> <p>(道民生活課長) 相談体制の充実についてであります。道では、「人権施策推進基本方針」において、性的マイノリティへの対応を重点課題として位置づけ、道民への啓発に取り組むとともにLGBTの方々の心の健康や人権、法的トラブルなど、個々の状況に応じた相談に適切に対応できるよう、啓発冊子を活用し、国や道の関係機関のほか、医療機関や法的機関に設置されている相談窓口を周知しているところであり、今後とも、関係機関との連携のもと、きめ細かな相談対応に努めてまいります。</p> <p>(環境生活部長) LGBTの方々などへの対応についてということでございますが、道におきましては、LGBTの方々などへの理解が深まりますよう、これまで、「人権施策推進基本方針」に基づきまして、関係機関との連携のもと、人権教育や啓発のほか、相談窓口の周知に取り組んできたところでございます。</p> <p>現在、LGBTの方々への理解促進に関しまして、東京都において条例の検討が進められていると、このように承知しておりますが、道といたしましては、その動向を注視し、こうした取組を参考としながら、効果的な施策についての検討を進めますとともに、関係機関との連携のもと、市町村や企業を対象とした啓発活動を充実するなど、LGBTの方々への理解の促進が一層図られるよう、努めてまいりたいとこのように考えております。</p>